

成年後見制度

・成年後見制度

弁護士・司法書士・社会福祉士といった専門家が、認知症や障害により判断能力が十分ではない方に対し、お金の管理や契約の手続きを支援します。

成年後見制度には2種類あります！

任意後見制度(将来への備え)

- ・今は、ある程度の判断能力がある状態です。
- ・将来、困ったときのために、してほしいことを決めます。

法定後見制度(すでに困っている)

- ・すでに、判断能力が十分ではない状態です。
- ・状況に合わせて、支援をおこないます。

具体的に、このような相談があります！

お金

- ・ 公共料金の支払いができない
- ・ お金の管理ができない

契約

- ・ 施設の契約方法がわからない
- ・ 契約書類を理解することができない

その他

- ・ 悪質商法にだまされないか心配
- ・ 相続手続き
- ・ 不動産等の管理

成年後見制度利用にかかる費用

- 費用は一律ではなく、数万程度となりますが、場合によっては認知症や障害の鑑定料に5～10万程度かかる可能性もあります。
- 費用が高くて払えない場合は、助成制度もありますので、安心してください。

まずは下記の連絡先までご連絡ください。

泊村役場 健康支援課・地域包括支援センター
〒045-0202
北海道古宇郡泊村大字茅沼村 500 番地 2
TEL(0135)65-2280 FAX(0135)75-3500